

2024年介護報酬改定 社会保障制度見直し(介護保険)について

シルバー産業新聞社 堀田 護

平成15年度改定
○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化
▲2.3%
平成17年10月改定
○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し
平成18年度改定
○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化
▲0.5% [▲2.4%] ※ []は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定
○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証
3.00%
平成24年度改定
○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)
1.20%

平成26年度改定
○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・ 基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額の引上げ
0.63%
平成27年度改定
○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築
▲2.27%
平成29年度改定
○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)
1.14%
平成30年度改定
○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保
0.54%
令和元年10月改定
○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引上げ(10%)への対応 ・ 基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ
2.13%(処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39% 補足給付 0.06%)
令和3年度改定
○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保 介護職員の確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など 介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ
0.7% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

・ 医療と介護の連携の推進

- 在宅における医療ニーズへの対応強化
- 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
- 在宅における医療・介護の連携強化
- 高齢者施設等と医療機関の連携強化

・ 質の高い公正中立なケアマネジメント

・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

・ 看取りへの対応強化

・ 感染症や災害への対応力向上

・ 高齢者虐待防止の推進

・ 認知症の対応力向上

・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等

・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

・ LIFEを活用した質の高い介護

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

・ 介護職員の処遇改善

・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

・ 効率的なサービス提供の推進

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

・ 評価の適正化・重点化

・ 報酬の整理・簡素化

5. その他

・ 「書面掲示」規制の見直し

・ 基準費用額（居住費）の見直し

・ 地域区分

・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

地域包括ケアシステム

- 認知症の方や高齢者の生活を支えるため、質の高いケアマネジメントが必要なサービスが円滑に提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められる

医療と介護の連携の推進

- 在宅における医療ニーズへの対応強化
- 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
- 在宅における医療・介護の連携強化

(医療介護連携)

質の高い公正中立なケアマネジメント

- ・ 認知症の対応力向上

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた対応として、多職種連携やデジタルの活用等を推進

- ・ リハビリテーション支援体制の強化
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

サービスの質 (自立支援介護)

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材の確保・育成を図るため、処遇改善策の推進による働きやすい職場づくりを進めるための取組を推進

- ・ 介護(働きやすい職場づくり)
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

介護人材確保

(働きやすい職場づくり)

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を確保し、世代にとって安心できる制度を実現
- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

財政規律

(サービスの適正化・抑制)

5. その他

- ・ 「書面掲示」規制の見直し
- ・ 基準費用額(居住費)の見直し
- ・ 地域区分の見直し
- ・ 通所系サービスにおける対応に係る取組の強化

その他

(運用上の課題の解消・規制緩和)

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「自質な介護」を基本視点を踏まえ、介護報酬改定を実施。

地域包括ケアシステム

- 認知症の予防や、高齢者の生活の質を高め、質の高いケアシステムを必要とするサービスが提供されるよう、地域の実情に応じた対応を行う。
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - 在宅に於ける医療ニーズへの対応
 - 高齢者等における医療ニーズ
 - 在宅に於ける医療・介護の連携
- ・ 質の高い公正中立なケア

介護人材確保

(働きやすい職場づくり)

- 高齢者や障害者の生活の質の向上、多職種連携やデジタル技術の活用等
- ・ リハビリテーション
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護
- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、働きやすい職場環境の改善に向けた先進的な取組
- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

財政規律

- 介護保険制度の持続可能性の確保
- 介護保険制度の世代にとって安心できる制度
- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

(サービスの適正化・抑制)

5. その他

- ・ 「書面掲示」規制の見直し
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分
- ・ 通所系サービスにおける対応に係る取組の明確化

(運用上の課題の解消・規制緩和)

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。
- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（3年間の経過措置）
- 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。
- 見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、生産性向上に先進的に取り組む**特定施設**について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、人員配置基準の特例的な柔軟化（3：0.9）を行う。
- **介護老人保健施設等**において見守り機器等を100%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間における人員配置基準を緩和する。
- **認知症対応型共同生活介護**において見守り機器等を10%以上導入する等、複数の要件を満たした場合に、夜間支援体制加算の要件を緩和する。
- EPA介護福祉士候補者及び技能実習の外国人について、一定の要件の下、就労開始から6月未満であっても人員配置基準に算入してもよいこととする。

介護報酬改定率について

社会保障審議会
介護給付費分科会（第237回）
令和5年12月27日

資料1

- ◆ 12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率について

- 改定率 +1.59%

(内訳)

介護職員の処遇改善分 +0.98% (令和6年6月施行)

その他の改定率(※) +0.61%

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準

- また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

診療報酬改定率 本体+0.88% 薬価等-0.99%と、初めて診療報酬を上回るプラス改定に

背景には「深刻な介護人材不足」

2022年度・就労者が前年より1.6%減(※)

⇒「介護人材の流失（入職者を退職・離職者が上回る）」の危機感

※ 厚生労働省「入職超過率」＝「雇用動向調査」から介護関連入職率から離職率を差し引いた割合

サービスの種類	令和4年度概況調査		令和5年度実績調査		サービスの種類	令和4年度概況調査		令和5年度実績調査	
	令和3年度決算	令和4年度決算	令和4年度決算	対3年度増減		令和3年度決算	令和4年度決算	令和4年度決算	対3年度増減
施設サービス					福祉用具貸与	3.4%	6.4%	+3.0%	
						<3.4%>	<6.4%>	<+3.0%>	
						(2.6%)	(4.8%)	(+2.2%)	
介護老人福祉施設	1.2%	▲1.0%	▲2.2%		居宅介護支援	3.7%	4.9%	+1.2%	
	<1.3%>	<0.1%>	<▲1.2%>			<4.0%>	<5.1%>	<+1.1%>	
	(1.3%)	(0.1%)	(▲1.2%)			(3.1%)	(4.6%)	(+1.5%)	
介護老人保健施設	1.5%	▲1.1%	▲2.6%		地域密着型サービス				
	<1.9%>	<0.0%>	<▲1.9%>						
	(1.3%)	(▲0.6%)	(▲1.9%)						
介護医療院	5.2%	0.4%	▲4.8%		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.1%	11.0%	+2.9%	
	<5.8%>	<1.7%>	<▲4.1%>			<8.2%>	<11.2%>	<+3.0%>	
	(5.3%)	(1.2%)	(▲4.1%)			(7.8%)	(10.7%)	(+2.9%)	
居宅サービス					夜間対応型訪問介護※	3.8%	9.9%	+6.1%	
						<3.8%>	<10.0%>	<+6.2%>	
						(3.3%)	(9.1%)	(+5.8%)	
訪問介護	5.8%	7.8%	+2.0%		地域密着型通所介護	3.1%	3.6%	+0.5%	
	<6.1%>	<8.1%>	<+2.0%>			<3.4%>	<3.9%>	<+0.5%>	
	(5.5%)	(7.7%)	(+2.2%)			(3.1%)	(3.7%)	(+0.6%)	
訪問入浴介護	3.6%	3.0%	▲0.6%		認知症対応型通所介護	4.3%	4.3%	0.0%	
	<3.7%>	<3.1%>	<▲0.6%>			<4.4%>	<4.7%>	<+0.3%>	
	(2.5%)	(2.2%)	(▲0.3%)			(4.3%)	(4.5%)	(+0.2%)	
訪問看護	7.2%	5.9%	▲1.3%		小規模多機能型居宅介護	4.6%	3.5%	▲1.1%	
	<7.6%>	<6.2%>	<▲1.4%>			<4.7%>	<3.9%>	<▲0.8%>	
	(7.1%)	(5.8%)	(▲1.3%)			(4.5%)	(3.6%)	(▲0.9%)	
訪問リハビリテーション	▲0.4%	9.1%	+9.5%		認知症対応型共同生活介護	4.8%	3.5%	▲1.3%	
	<0.6%>	<10.3%>	<+9.7%>			<4.9%>	<3.9%>	<▲1.0%>	
	(0.2%)	(9.9%)	(+9.7%)			(4.6%)	(3.6%)	(▲1.0%)	
通所介護	0.7%	1.5%	+0.8%		地域密着型特定施設入居者生活介護	2.8%	1.9%	▲0.9%	
	<1.0%>	<1.8%>	<+0.8%>			<3.0%>	<2.4%>	<▲0.6%>	
	(0.7%)	(1.4%)	(+0.7%)			(2.6%)	(1.8%)	(▲0.8%)	
通所リハビリテーション	▲0.3%	1.8%	+2.1%		地域密着型介護老人福祉施設	1.1%	▲1.1%	▲2.2%	
	<0.5%>	<2.8%>	<+2.3%>			<1.2%>	<▲0.4%>	<▲1.6%>	
	(0.2%)	(2.5%)	(+2.3%)			(1.2%)	(▲0.4%)	(▲1.6%)	
短期入所生活介護	3.2%	2.6%	▲0.6%		看護小規模多機能型居宅介護	4.4%	4.5%	+0.1%	
	<3.3%>	<3.3%>	<0.0%>			<4.6%>	<4.7%>	<+0.1%>	
	(3.3%)	(3.2%)	(▲0.1%)			(4.2%)	(4.2%)	(0.0%)	
特定施設入居者生活介護	3.9%	2.9%	▲1.0%		全サービス平均	2.8%	2.4%	▲0.4%	
	<4.0%>	<3.0%>	<▲1.0%>			<3.0%>	<3.0%>	<0.0%>	
	(3.1%)	(2.2%)	(▲0.9%)			(2.6%)	(2.6%)	(0.0%)	

各介護サービスにおける収支差率

※括弧なしは、税引前収支差率(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含まない)
 < >内は、税引前収支差率(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む)
 ()内は、税引後収支差率(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む)
 ※物価高騰対策関連補助金は令和3年度決算には含まれない

収支差率 = (介護サービスの収入額 - 介護サービスの支出額) / 介護サービスの収入額

・「介護サービスの収入額」…介護報酬による収入(利用者負担分含む)、保険外利用料収入、補助金収入(コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を除く)の合計額。
 ※「コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含む」については、上記の介護サービス収入額に、コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を加えたもの

・「介護サービスの支出額」…介護事業費用、借入金利息及び本部費繰入の合計額
 ※「本部費繰入」は、各事業所に共通する人事労務経理に係る経費等に充てられるものであり、介護サービスの支出額に含めている。
 なお、社会福祉法人会計基準上本部費繰入は「特別損失」とされているが、企業会計等における「特別損失」とは意味合いが異なる。

注1: サービス名に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。
 注2: 全サービス平均の収支差率については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

2023年12月20日 （武見厚生労働大臣 閣議後会見より）

次に診療報酬・薬価等改定ですが、令和6年度診療報酬・薬価等改定につきましては、診療報酬をプラス0.88%、そして薬価等はマイナス1.00%とすることといたしました。

そして介護報酬の改定と障害福祉サービス等報酬の改定ですが、令和6年度介護報酬改定につきましては、改定率は全体でプラスの1.59%といたします。

また令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、改定率は全体で1.12%といたします。

その際に、介護や障害福祉の現場で働く方々にとって令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップに確実に繋がるよう、配分方法を工夫することといたします。

また今回の改定は、処遇改善分について2年分を措置することとしており、3年目の対応については、処遇改善の実施状況などを踏まえて、令和8年度の予算編成過程で検討することといたします。（以上引用）

今後の物価・水光熱費高騰などを想定し、それを上回る賃上げを目指すのが政府方針。

一方で、医療介護福祉業界は診療報酬・介護報酬などの公的価格による収入が大半で、民間の他産業に比べ給与引き上げに結び付けにくい特性を考慮し、国により「24年度2・5%、25年度2・0%」という目標を掲げ、それに向けた改定を実施した（24年トリプル改定）。

診療報酬の時期改定は2年ごとのため、26年度予算の審議過程で、その時点での「物価・為替・賃金引き上げ状況・経済状況・金融政策」等を総合的に勘案し、介護報酬では「3か年の最終年度」にあたる時点で、必要に応じた対応が考えられる。

改定前後の基本報酬比較 (各サービスの基本報酬・加算等は7～9面掲載)

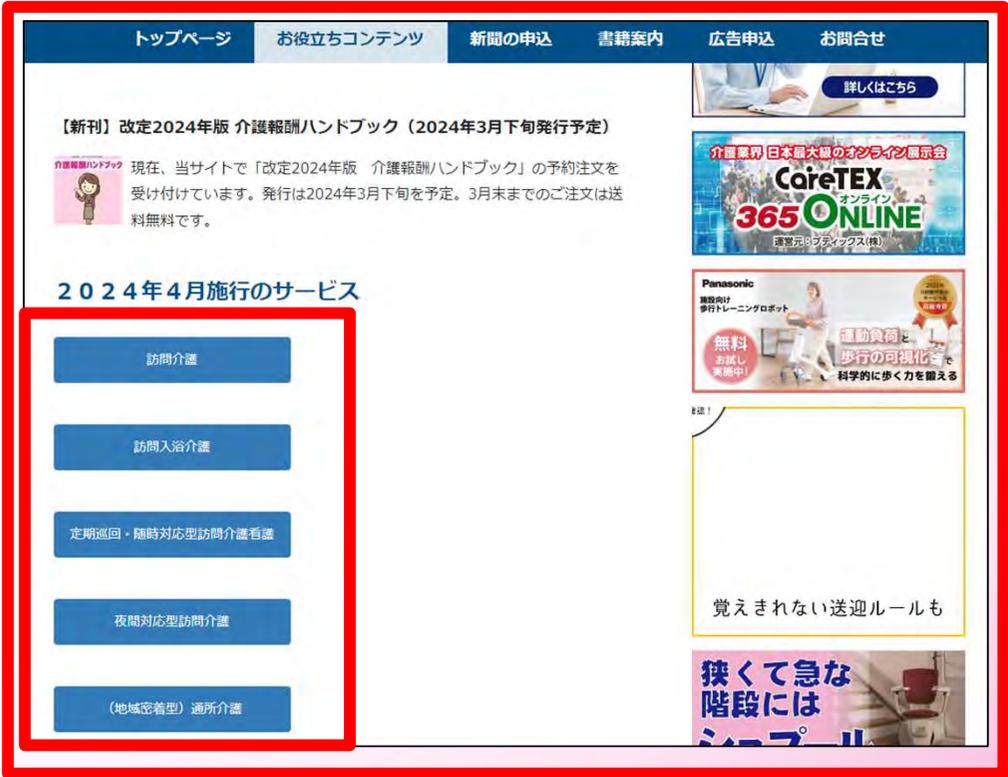
サービス	区分	現行 (単位)	改定後 (単位)	増減率
訪問介護	身体介護 20分未満	167/回	163/回	▲2.4%
	生活援助 20分以上45分未満	183/回	179/回	▲2.2%
訪問看護	30分未満 (訪看ステーション)	470/回	471/回	+0.2%
	30分未満 (病院・診療所)	398/回	399/回	+0.3%
	理学療法士等の場合 ○一定要件に該当する事業所について8単位/回を減算 (新設)	293/回	294/回	+0.3%
訪問リハビリ	要介護1～5	307/回	308/回	+0.3%
	要支援1～2	307/回	298/回	▲2.9%
通所介護	通常規模型・要介護3 7時間以上8時間未満	896/回	900/回	+0.4%
地域密着型 通所介護	要介護3 7時間以上8時間未満	1,028/回	1,032/回	+0.4%
療養通所介護		12,691/月	12,785/月	+0.7%
	短期利用	新設	1,355/日	—
通所リハビリ	通常規模型・要介護3 7時間以上8時間未満	1,039/回	1,046/回	+0.7%
	大規模型・要介護3 7時間以上8時間未満	(I)1,006/回 (II)973/回	983/回	(I)▲2.3% (II)+1.0%
	○大規模型 I・II を統合 ○一定要件を満たす大規模型は通常規模型の基本報酬を算定可能に			
短期入所生活介護	併設型・従来型個室・要介護3	737/日	745/日	+1.0%
	○連続利用で61日以降は特養と同じ基本報酬に減算			
短期入所療養介護	老健・多床室・基本型・要介護3	939/日	944/日	+0.5%
特定施設	要介護3	674/日	679/日	+0.7%

居宅介護支援	居宅介護支援費 (i) 要介護3～5	1,398/月	1,411/月	+0.9%
	○(I)は44件まで、(II)は49件までに緩和 ○要支援者のカウントは2分の1⇒3分の1に変更			
介護予防支援	地域包括支援センター	438/月	442/月	+0.9%
	指定居宅介護支援事業所	新設	472/月	—
定期巡回サービス	一体型 (訪問看護なし) or 連携型 要介護3	16,883/月	16,140/月	▲4.4%
	夜間のみ	新設	定額989単位/月 +出来高	—
認知症GH	2ユニット・要介護3	811/日	812/日	+0.1%
小規模多機能	同一建物居住者以外・要介護3	22,283/月	22,359/月	+0.3%
看護小規模多機能	同一建物居住者以外・要介護3	24,464/月	24,481/月	+0.1%
特養	従来型個室・要介護3	712/日	732/日	+2.8%
老健	在宅強化型 多床室・要介護3	974/日	1,014/日	+4.1%
	基本型 多床室・要介護3	898/日	908/日	+1.1%
	その他型・多床室・要介護3	880/日	889/日	+1.0%
介護医療院	I型・(I)・多床室・要介護3	1,171/日	1,182/日	+0.9%

新設		減算	
口腔連携強化加算	訪問介護、訪問看護、訪問リハ、短期入所、特定施設、定期巡回	高齢者虐待防止措置未実施減算	全サービス導入 (実施無し：福祉用具販売、居宅療養管理指導。福祉用具貸与は27年3月末まで経過措置)
看取り連携体制加算	訪問入浴、短期入所生活、	業務継続計画未策定減算	全サービス導入 (実施無し：福祉用具販売。居宅療養管理指導は27年3月末まで経過措置)
生産性向上推進体制加算	短期入所、特定施設、特養（地域密着型含む）、老健、小多機、グループホーム、地域密着特定施設、複合型	身体拘束廃止未実施減算	短期入所、小多機、複合型
退居時情報提供加算	特定施設、グループホーム、地域密着特定施設	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場	居宅介護支援
高齢者施設等感染対策向上加算	特定施設、特養（地域密着型含む）、老健、介護医療院、グループホーム、地域密着特定施設	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	訪問看護
新興感染症等施設療養費	特定施設、特養（地域密着型含む）、老健、介護医療院、グループホーム、地域密着特定施設		
退所時栄養情報連携加算	特養（地域密着型含む）、老健、介護医療院		
協力医療機関連携加算	特養（地域密着型含む）、老健、介護医療院、グループホーム		
特別通院送迎加算	特養（地域密着型含む）		
認知症チームケア推進加算	特養（地域密着型含む）、老健、介護医療院、グループホーム		
専門管理加算	訪問看護、複合型		
遠隔死亡診断援助加算	訪問看護、複合型		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	訪問リハ		
退院時共同指導加算	訪問リハ、通所リハ		
サービス提供体制強化加算	定期巡回		
重度者ケア体制加算	地域密着通所		



その他サービスについては、弊社ホームページ「ケアニュース」内の「2024年度介護報酬改定単価」で確認ください。
全サービス公開中。



人材不足・生産性向上の中で
介護ロボット、ICTの活用・普及
に向けた見直し

テクノロジー活用の新設加算

3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

3.(2)③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>

生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 100単位/月 (新設)

生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10単位/月 (新設)

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

算定要件等

【生産性向上推進体制加算 (I)】 (新設)

- (II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。
 - 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
 - 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。
 - 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
- 注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(II)のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、(II)の加算を取得せず、(I)の加算を取得することも可能である。

【生産性向上推進体制加算 (II)】 (新設)

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

(※1) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (I)において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
 - オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
- (II)において求めるデータは、(I)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- (I)における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
 - ア 見守り機器
 - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
 - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

3.(2)④ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設における 人員配置基準の特例的な柔軟化①

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】

- テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、令和4年度及び令和5年度に実施された介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業の結果等も踏まえ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たって必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用(3.(2)③と同じ。)及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設について、見直しを行う。【省令改正】

基準

- 特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要件を満たす場合は、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3(要支援の場合は10)又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることとする。

< 現行 >

利用者	介護職員(+看護職員)
3 (要支援の場合は10)	1

< 改定後(特例的な基準の新設) >

利用者	介護職員(+看護職員)
3 (要支援の場合は10)	0.9

(要件)

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要な安全対策について検討等していること
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数活用していること
- ・職員間の適切な役割分担の取組等をしていること
- ・上記取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることがデータにより確認されること

※安全対策の具体的要件

- ①職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ②緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ④職員に対する必要な教育の実施
- ⑤訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

基準（続き）

- 人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員間の適切な役割分担の取組等の開始後、これらを少なくとも3か月以上試行し（試行期間中においては通常の人員配置基準を遵守すること）、現場職員の意見が適切に反映できるよう、実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認するとともに、当該データを指定権者に提出することとする。

注：本基準の適用に当たっては、試行を行った結果として指定権者に届け出た人員配置を限度として運用することとする。

- 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認については、試行前後を比較することにより、以下の事項が確認される必要があるものとする。
 - i 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加していること
 - ii 利用者の満足度等に係る指標（※1）において、本取組による悪化が見られないこと
 - iii 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること
 - iv 介護職員の心理的負担等に係る指標（※2）において、本取組による悪化が見られないこと

※1 WHO-5等

※2 SRS-18等

- 柔軟化された人員配置基準の適用後、一定期間ごとに、上記i～ivの事項について、指定権者に状況の報告を行うものとする。また、届け出た人員配置より少ない人員配置を行う場合には、改めて試行を行い、必要な届出をするものとする。なお、過去一定の期間の間に行政指導等を受けている場合は、当該指導等に係る事項について改善している旨を指定権者に届け出ることとする。

介護テクノロジー導入関連の補助金

1番目の補助金
(昨年度までの補助金同等の継続)

令和6年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の137億円の内数（137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 「介護ロボット導入支援事業」「ICT導入支援事業」の統合・支援メニューの再構築（※）を行い、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。（※）下線は令和6年度拡充分

2 補助対象

【介護ロボット】

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット

【ICT】

- 介護ソフト、タブレット端末、スマートフォン、インカム、クラウドサービス、他事業者からの照会経費等
- Wi-Fi機器の購入設置、業務効率化に資するバックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等

【その他】

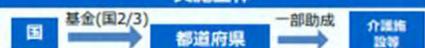
- 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

4 実施主体、実績

■ ICT導入支援事業

実績	R1	R2	R3
実施都道府県数	15	40	47
補助事業所数	195	2,560	5,371

実施主体



■ 介護ロボット導入支援事業

実施都道府県数：45都道府県（令和3年度）

都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720

※1施設で複数の導入計画を作成することがある

3 補助要件等

- ✓ 介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する取組の計画を提出すること。（必須要件）

【介護ロボット】

区分	補助額	補助率	補助台数
○移乗支援	上限100万円	3/4 (※)	必要台数
○入浴支援			
○上記以外	上限30万円		

【ICT】

補助額	補助率	補助台数
● 1～10人 100万円	3/4 (※)	必要台数
● 11～20人 160万円		
● 21～30人 200万円		
● 31人～ 260万円		

※一定の要件を満たす場合は3/4、それ以外は1/2

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

補助要件	補助率・率
● 取組計画により、職場環境の改善（内容検討中）を図り、職員へ還元する事が明記されている事	上限 1,000 万円 3/4
● 既に導入されている機器、また本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組である事	
● プラットフォーム事業の相談窓口や都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センターを活用する事	

5 その他

- 都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定（令和5年度に介護保険法の一部を改正）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分）メニュー一覧（令和5年度）

sa	中項目	小項目	事業内容（管理運営要領より）	担当	備考			
基本整備	基盤整備	1 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）	都道府県単位で介護従事者の確保事前調査・関係者へのヒアリング（体）、教育機関、PTA、メディア情報提供、人材確保・育成、労働した施策を実現するため、関係機業の総合調整の実施や介護ロボットの経費に対して助成する。 なお、介護分野で働く看護職員、	7 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業 8 介護未経験者に対する研修支援事業	介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。	社会・援護局福祉課	H27～	
		2 市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業	市区町村単位で介護従事者の確保回り、施策の検討、推進及び評価		9 ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業	社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。	社会・援護局福祉課	H27補正～
		3 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	介護人材確保に取り組む事業者に		10 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進	高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。	社会・援護局福祉課	H29～
	介護人材の「すそ野」拡大	4 地域における介護のしごと魅力発信事業	「介護の3つの魅力（「楽しさ」ニティからの情報を、都道府県が路指導担当者や保護者も含めた、域住民に対する基礎的な介護技術	11 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業	訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。	社会・援護局福祉課	H27補正～	
		5 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	将来の担い手たる若者（小中学生第2の人生のスタートを控えた中とに、介護現場における職場体験	12 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業	イ 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業 若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、求人側への訪問等による求人条件の改善指導・求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示・入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付を行うための経費に対し助成する。 また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。	社会・援護局福祉課	H27～	
		6 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業	イ 助け合いによる生活支援の拒高齢者を含む生活支援の担い専門的な生活支援サービスや市街ものについて、広域的な観点から ロ 地域の支え合い・助け合い活動お助け隊が各種事務作業の支援費に対して助成する。 ハ 介護人材確保のためのボランティア若者層、中年層、子育てを並業務等へのボランティア活動を加・就労的活動を推進するための	ロ 介護現場における多様な働き方導入モデル事業 多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材に対応していくため、「多様な人材層（若者・女性・高齢者）」をターゲットとした「多様な働き方（朝夕のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等）」による効率的な事業運営の実践を行い、その成果を全国に展開する。 ハ 介護助手等普及推進事業 都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員」を配置して、市町村の福祉部局や市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化するために必要な経費に対して助成する。	イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。 ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。 ハ 介護の周辺業務等の体験支援 介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等、以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。 ニ 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業 訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。	社会・援護局福祉課 社会・援護局福祉課 社会・援護局福祉課	R3～ R4～ H30～ R2～ R1～ H30～	

sa	中項目	小項目	事業内容（管理運営要領より）	担当	備考							
参入促進	介護人材の「すそ野」拡大	14	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。	社会・援護局福祉盤課	H30～						
		15	外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業	イ 外国人留学生への奨学金の給付等 介護の専門職である介護福祉士国 金の支給等に係る経費の一部について	就業促進	23	離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業	離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。	社会・援護局福祉盤課	H27補正～		
				ロ 外国人留学生及び1号特定技能外 介護福祉士国家資格の取得を目指す ため、介護福祉士養成施設と留学 マッチングを適切に行うための留学 として、留学希望者等からの情報収集 について対して助成する。		24	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等	イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。 ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業 チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。	老健局認知症施策・地域介護推進課	H27～		
				25		地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業	都道府県が認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚 会議決定）に関連する認知症施策について、地域における施策の実施状況等を踏まえたうえで、計画的に取組の充実や質の向上を図るために必要な経費に対し助成する。	老健局認知症施策・地域介護推進課	R4～			
		16	介護分野への就職に向けた支援金貸付事業	イ 福祉系高校修学資金貸付事業 若者の介護分野への参入促進を行 うため、返済免除付きの支援金を貸付 する。	地域包括ケア構築のための広域的人材養成	26	地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほか及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等）の資質向上を支援するための経費に対し助成する。	老健局認知症施策・地域介護推進課 老健局老人保健課	H27～		
				ロ 介護分野就職支援金貸付事業 他分野から介護職への参入促進を 図るため、返済免除付きの支援金を 貸付する。		27	権利擁護人材育成事業	イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業 認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。 ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業 都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。	老健局認知症施策・地域介護推進課 老健局高齢者支援課	H27～ R2～		
		17	共生型サービスの普及促進に関する事業	① 共生型サービスの普及にあたって ② 介護保険サービス事業所等に対す ③ 共生型サービス事業所等への見学 ④ 介護保険サービス事業所・障害福 の開催		28	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	都道府県又は市町村単位の県医師会又は都市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。	老健局老人保健課	H27～		
	イ 多様な人材層に対する介護人材・ 中堅職員に対するチームケアの 医療的ケア・認知症ケアなどに係 る研修の実施のための経費に対 し、さらに、各施設・事業所にお ける、度を含めた職員面談等） を行う職員 また、小規模事業者の共同による 研修の実施等を行うことにより、 地域全体で ロ 介護キャリア段位におけるアセッ 介護職員の資質向上と介護事業所 サ一講習を受講するための経費に対 し、 ハ 介護支援専門員資質向上事業 介護保険制度において、高齢者の ラン作成業務を担う介護支援専門員 また、小規模の居宅介護支援事業 専門員に対して、地域の経験豊かな とや、ケアプラン点検の実施にあ ポートすることにより、地域全体で			29		介護施設等における防災リーダー養成等支援事業	介護施設等における防災リーダー（介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない）の養成等を目的として、都道府県における防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。	老健局老高齢者支援課	R2補正～			
				30		外国人介護人材研修支援事業	外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、都道府県が外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修等を実施するための経費を助成する。	社会・援護局福祉盤課	R5～			
				31		外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、受入施設における日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に対する経費を助成する。	社会・援護局福祉盤課	R5～			
	キャリアアップ研修の支援	18	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	労働環境・処遇の改善		長期定着支援	32	介護職員長期定着支援事業	イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。 ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 介護事業所における利用者等からのハラスメントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。 ハ 若手介護職員交流推進事業 若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力や再確認などの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。	社会・援護局福祉盤課	R2～	
					19				嗜吸引等研修の実施体制強化事業	医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者や新規に嗜吸引等の登録研修機関を開	社会・援護局福祉盤課	R2～
					20				介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	研修実施主体が、介護施設や介護事業所 う研修を実施するための経費に対し助	老健局認知症施策・地域介護推進課	R2～
		21	各種研修に係る代替委員の確保対策事業		介護職員の質の向上とキャリアパスを う、研修受講中の代替委員確保のため				社会・援護局福祉盤課	R2～		
		22	潜在介護福祉士の再就業促進事業		潜在介護福祉士に対する、所在情報の における職場体験の実施等、円滑な再				社会・援護局福祉盤課	R2～		
	研修代替委員の確保支援	21	各種研修に係る代替委員の確保対策事業	32	介護職員長期定着支援事業	イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。 ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 介護事業所における利用者等からのハラスメントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。 ハ 若手介護職員交流推進事業 若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力や再確認などの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。	社会・援護局福祉盤課	R2～				
							22	潜在介護福祉士の再就業促進事業	潜在介護福祉士に対する、所在情報の における職場体験の実施等、円滑な再	社会・援護局福祉盤課	R2～	
潜在有資格者の再就業促進	22	潜在介護福祉士の再就業促進事業	33	新人介護職員に対するEPA等、ハラスメント制度等導入支援事業	イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。 ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 介護事業所における利用者等からのハラスメントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。 ハ 若手介護職員交流推進事業 若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力や再確認などの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。	社会・援護局福祉盤課	H27～					
					33	新人介護職員に対するEPA等、ハラスメント制度等導入支援事業	介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。	社会・援護局福祉盤課	H27～			

2 番目の補助金

(政府・デジタル行財政改革会議案件の超大型の取り組み)

介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業

令和5年度補正予算額 351億円

○ 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

○ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に係る支援に加え、地域全体で事業所における機器導入やそれに伴う人材育成に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善の取組に対して補助を行う。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】

(1)①、(2)・・・国・都道府県3/4、事業者1/4

(1)②・・・国・都道府県 10/10

(1)①及び(2)を実施する場合・・・

国・都道府県4/5、事業者1/5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

(1)①、(2)・・・国4/5、都道府県1/5

(1)②・・・国9/10、都道府県1/10

○ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業

通称：介護現場デジタル改革パッケージ

1 介護テクノロジー定着支援事業

介護ロボット・ICT等を導入する事業所に対して都道府県がその支援を実施

(1) 介護ロボット等の導入支援

- ①介護ロボット
- ②見守り機器の導入に伴う通信環境整備
- ③生産性向上に資すると都道府県が判断した機器

(①又は②によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると都道府県が判断した機器等)

【補助上限額】	①(移乗支援、入浴支援)、③ ※1機器あたり	100万円
	①(上記以外) ※1機器あたり	30万円
	② ※1事業所あたり	750万円

(2) ICT等の導入支援

- ①一気通貫の介護ソフト等
ケアプラン連携標準仕様の連携対象サービスの場合はケアプラン標準仕様のCSVファイルの出力・取込機能が必須。
- ②タブレット端末、通信環境機器等
- ③保守経費、その他の勤怠管理、シフト表作成、電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案作成支援ソフト等

【補助上限額】 ※1事業所あたり	職員数1名以上10名以下	100万円
	職員数11名以上20名以下	160万円
	職員数21名以上30名以下	200万円
	職員数31名以上	260万円

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援 ※(1)(2)によりテクノロジー導入する事業所は必須以下のいずれかを実施。

- ①第三者による業務改善支援
- ②介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等
厚生労働省主催の「介護現場の生産性向上ピギナーセミナー」等、オンライン・オンデマンド配信で行われている研修の受講でも可能。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansai_seminar2023.html

【補助上限額】 ※1事業所あたり	都道府県が本事業と併せて3を実施	48万円
	都道府県が本事業のみを実施	45万円

【補助要件】

- 業務改善計画の作成・報告
- 業務改善に係る効果の報告(補助を受けた翌年度から3年間) 等

2 地域における介護現場の生産性向上普及推進事業

(1) 面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業

地域のモデル施設の育成等、事業所の生産性向上の取組を面的に支援する事業を都道府県が実施

- 【対象経費】
- ①介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入
 - ②テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修
 - ③業務コンサルタントの活用
 - ④好事例集の作成
 - ⑤その他本事業に必要と認められるもの

【補助上限額】	1モデルあたり	2,000万円
---------	---------	---------

対象とする事業所数に制限はないが、1都道府県あたり3モデルを上限とする

(2) ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業

ケアプランデータ連携を行う事業所グループを構築し利用促進する事業を都道府県が実施

- 【対象経費】
- ①介護ソフト、PC等の連携システムの利用に必要な機器等
 - ②ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修
 - ③業務コンサルタントの活用
 - ④タイムスタディ調査、ヒアリング調査等
 - ⑤好事例集の作成
 - ⑥その他本事業に必要と認められるもの

【補助上限額】	1モデルあたり	850万円
---------	---------	-------

対象とする事業所数に制限はないが、1都道府県あたり5モデルを上限とする

3 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

小規模法人を1以上含む複数の法人による事業者グループが協働化等を行う取組を支援

- 【対象経費】
- ①人材募集や一括採用、合同研修等の実施
 - ②従業者の職場定着や職場の魅力発信に資する取組
 - ③人事管理システムや福利厚生等のシステム・制度の共通化
 - ④事務処理部門の集約・外部化
 - ⑤各種委員会の設置や各種指針の策定等
 - ⑥協働化等にあわせて行うICTインフラの整備
 - ⑦協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備
 - ⑧経営及び職場環境改善等に関する専門家からの助言
 - ⑨その他本事業に必要と認められるもの

【補助上限額】	1事業者グループあたり	1,200万円
---------	-------------	---------

事業者グループを構成する1法人毎に120万円とし、1事業者グループあたり最大1,200万円を補助
事業者グループに含まれる事業所数に制限はない

【補助率】	1と併せて3を実施	国・都道府県4/5、事業者1/5
	2を実施	国・都道府県10/10
	1又は3のみを実施	国・都道府県3/4、事業者1/4

今後の備え 24年改定とその後

給付と負担

（１）高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

○ 1号保険料負担の在り方

- ・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、[次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る](#)

○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

- ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、[次期計画に向けて結論を得る](#)

○補足給付に関する給付の在り方

- ・給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討

（※）[次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏（＝本年夏）までに結論を得るべく引き続き議論](#)

（２）制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

○多床室の室料負担

- ・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、[次期計画に向けて結論を得る](#)

○ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

（３）被保険者範囲・受給者範囲

- ・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

以上となります。
ご清聴ありがとうございます。
皆様の益々のご発展を願っております。

シルバー産業新聞社

堀田 護